

平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況(鹿児島県版)

令和元年12月
熊本国税局

I 相続税の調査等の状況

平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 110 件（平成 29 事務年度 105 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 89 件（平成 29 事務年度 94 件）で、非違割合は 80.9%（平成 29 事務年度 89.5%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 26 億 900 万円（平成 29 事務年度 30 億 7,300 万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,372 万円（平成 29 事務年度 2,927 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、金額が多い順番に、現金・預貯金等が 8 億 5,400 万円（平成 29 事務年度 10 億 5,100 万円）、土地が 3 億 900 万円（平成 29 事務年度 3 億 7,100 万円）、有価証券が 1 億 4,700 万円（平成 29 事務年度 4 億 9,700 万円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 4 億 1,400 万円（平成 29 事務年度 4 億 8,400 万円）で、実地調査 1 件当たりでは 376 万円（平成 29 事務年度 461 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 20 件（平成 29 事務年度 20 件）、賦課割合は 22.5%（平成 29 事務年度 21.3%）となっています。

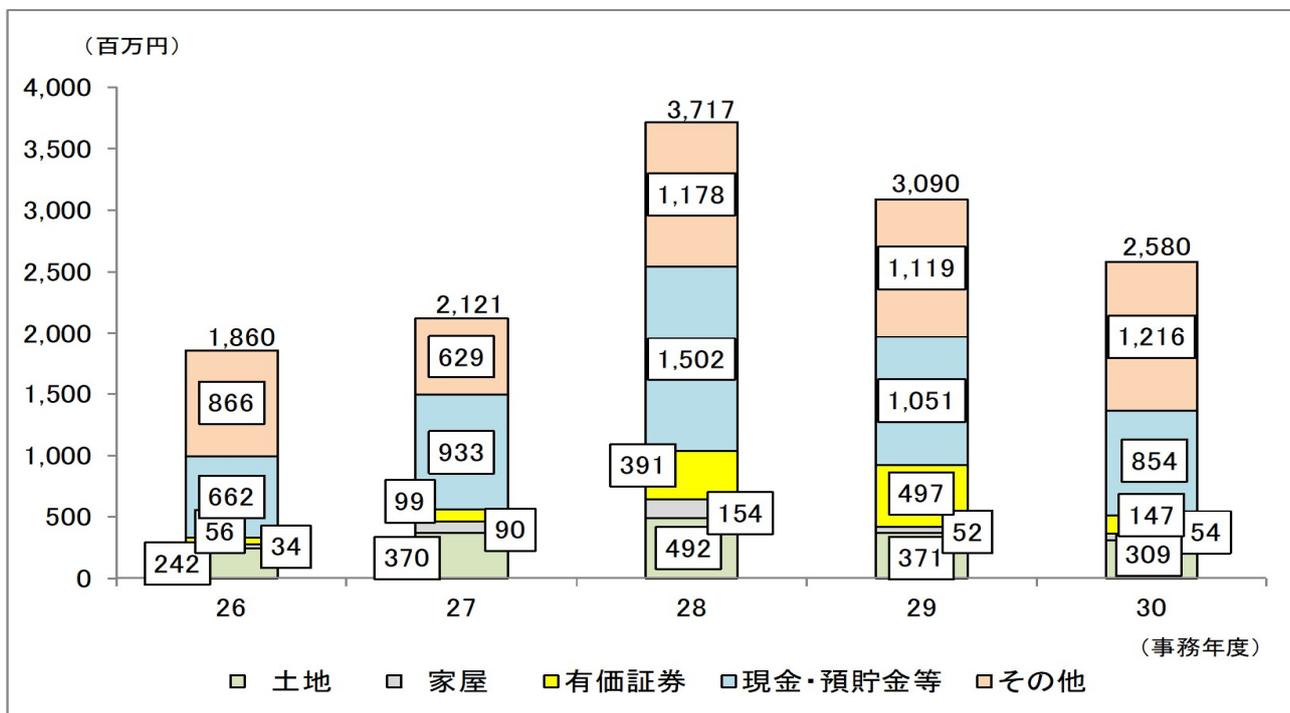
➤ 相続税の調査事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成29事務年度	平成30事務年度		
①	実地調査件数	105 件	110 件	104.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	94 件	89 件	94.7 %	
③	非違割合 (②/①)	89.5 %	80.9 %	-8.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	20 件	20 件	100.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	21.3 %	22.5 %	+ 1.2 ポイント	
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	3,073 百万円	2,609 百万円	84.9 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	482 百万円	574 百万円	119.1 %	
⑧	追徴税額	本税	417 百万円	359 百万円	86.1 %
⑨		加算税	67 百万円	55 百万円	82.1 %
⑩		合計	484 百万円	414 百万円	85.5 %
⑪	1 件 当 た り 実 地 調 査	(注) 申告漏れ課税価格 (⑥/①)	29,267 千円	23,718 千円	81.0 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	4,610 千円	3,764 千円	81.6 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

